

# 平成28年度つがる市農作業等標準額表

平成28年度つがる市農作業等標準額を下表のとおり設定しましたので、農業経営の参考としてご利用ください。金額については1日8時間労働でいずれも賄い無しの基準としています。

単位：円（10㌦当たり）

| 作 業 名 等      |               |             |         | 標 準 額         |                 | 付 記                                     |
|--------------|---------------|-------------|---------|---------------|-----------------|-----------------------------------------|
| 農作業賃金        | 1             | 水田および畑等一般作業 |         | 1日当たり         | 5,600           |                                         |
|              | 2             | 剪定作業        |         | 1日当たり         | 8,000           |                                         |
|              | 3             | 草刈り（燃料代含まず） |         | 1日当たり         | 10,000          | 草刈機持込                                   |
| 請 負 料 金（税込み） | 4             | 畑 耕 起       | トラクター   | 1 回           | 3,500           | プラウ耕起および重粘土・湿地・距離等により割増をする              |
|              |               |             | プ ラ ウ   | 2 回           | 5,000           |                                         |
|              |               |             |         | 3,000         |                 |                                         |
|              |               |             |         | 長いも           | 34,020          |                                         |
|              |               |             | トレンチャー  | ごぼう100畝当たり    | 3,024           |                                         |
|              | 5             | りんご園耕起      | トラクター   | 1 回           | 4,000           |                                         |
|              |               |             |         | 2 回           | 7,000           |                                         |
|              | 6             | レーザーレベラー    |         | 14,000～20,000 |                 |                                         |
|              | 7             | 肥料散布        |         | 1 種 類         | 500             |                                         |
|              | 8             | 水田耕起        |         | 4,500         |                 | 標準深耕10畝とし、深耕・重粘土・超湿地の場合割増（パワーデスクプラウも同じ） |
|              | 9             | 水田荒かき       |         | 2 回           | 3,500           |                                         |
|              | 10            | 水田代かき       |         | 2 回           | 4,000           |                                         |
|              | 11            | 水田の耕起から代かき  |         | 11,000        |                 | 水管理含む                                   |
|              | 12            | 田植機         | 苗 な し   | 5,500         | 側条植えは割増する       |                                         |
|              |               |             | 苗 付     | 23,500        | 側条植えは割増する・苗運搬なし |                                         |
|              | 13            | コンバイン       | 結 束 な し | 11,000        | 籾の運搬含む          |                                         |
|              |               |             | 結 束 あり  | 13,500        | 籾の運搬含む・糸付       |                                         |
|              | 14            | 米の乾燥・調整     |         | 60畧当たり        | 1,600           |                                         |
|              | 15            | わら収集        | ベ ー ラ   | 4,000         | 糸付              |                                         |
|              |               |             | レ ー キ   | 1,000         |                 |                                         |
|              | 16            | 畦塗り         |         | 片道100畧当たり     | 2,500           |                                         |
|              | 17            | マルチング       | 200畧当たり | 1,500         | 普通うね            |                                         |
|              |               |             |         | 2,500         | 高うね             |                                         |
| 18           | 心土破砕機（サブソイラー） |             | 100畧当たり | 400           | 標準深耕40畧         |                                         |
| 19           | みぞ堀機（明渠）      |             | 100畧当たり | 2,000         |                 |                                         |
| 20           | 農薬散布（農薬代含まず）  | 1,000       |         | ヘリコプター使用の場合   |                 |                                         |
|              |               | 900         |         | ブームスプレーヤーの場合  |                 |                                         |
| 21           | 麦             | 播 種         | ロータリー式  | 3,000         | 耕起を含む           |                                         |
|              |               | 刈 取 り       | 6,000   |               |                 |                                         |
|              |               | 乾燥・調整       | 60畧当たり  | 1,600         |                 |                                         |
| 22           | 大 豆           | 播 種         | 1,500   |               |                 |                                         |
|              |               | 除草剤散布       | 900     |               |                 |                                         |
|              |               | 中耕・培土       | 1,200   |               |                 |                                         |
|              |               | 刈 取 り       | 6,500   |               |                 |                                         |
|              |               | 乾燥・調整       | 60畧当たり  | 1,500         |                 |                                         |
| 23           | 農業用機械の運転      |             | 1日当たり   | 8,000         |                 |                                         |

●つがる市賃借料情報（平成27年1月から12月までの参考平均価格）

田（10㌦当たり）19,800円 畑（10㌦当たり）7,800円 樹園地（10㌦当たり）6,000円

※表にない項目については、双方で協議してください。

【問い合わせ先】 つがる市農業委員会事務局（柏分庁舎内） 電話25-3820

# 新規就農者を応援します

国の農業関連補助事業のお知らせ

**事業名** 青年就農者給付金事業（経営開始型）

**事業目的** 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付

**給付額** 就農1年目 150万円、2年目以降は総所得に応じて給付。最長5年間給付

**給付要件**（主な要件。すべて満たす必要があります）

- （1）独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している
- （2）認定新規就農者で青年等就農計画の認定を受けた者であること
- （3）青年等就農計画が青年就農給付申請追加資料と要件が適合していること
- （4）農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること（5年目には所得が250万円以上の計画であること）
- （5）生活保護・失業手当など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給としないこと
- （6）自ら農地の所有権もしくは利用権を給付対象者が有している（農地が親族[三親等以内]からの賃借が過半である場合は、給付期間中に所有権移転すること）
- （7）主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りていること
- （8）生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引をすること
- （9）給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること
- （10）給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること  
※継承経営する場合は、親（親族等）の経営作目と同作目でないこと
- （11）市が作成する人・農地プランに位置付けられていること
- （12）青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること

■親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。ただし、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であること。

**受付期間** 4月11日(月)から4月22日(金)まで

※受付時に要件等（作目・面積・農地・就農状況）を確認します。

**給付申請** 申請の際は自ら作成した経営開始計画書等を添付する必要があります。様式等は受付時に配付します。

**受付・提出先** 農林水産課（申請者本人が市役所に提出してください）

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）

## 猫を飼われている方へ — 責任を持って適切な飼い方を —

猫には係留（つないでおくこと）の義務や登録制度がありません。しかし、放し飼いにすると飼い主の知らないところで他人に迷惑を掛けている場合があります。責任を持って適切な飼い方を心掛けましょう。

●室内飼いで安全・快適な生活を

猫を室内で飼うことでご近所とのトラブル回避につながり、交通事故や伝染病を予防できます。

●首輪や迷子札をつけましょう

飼い猫であることを明確にするために所有者、連絡先を記した首輪や迷子札をつけましょう。

●避妊、去勢手術をしましょう

最寄りの動物病院で避妊、去勢手術を行い、処分される不幸な猫を増やさないようにしましょう。



■野良猫には餌を与えないでください

野良猫に餌を与えると周辺に住みつく野良猫の数が増加し、ふん尿被害など近隣住民に迷惑が掛かります。無責任な餌やりはやめましょう。

【問い合わせ先】 つがる市環境衛生課 電話42-2111（内線284） 動物愛護センター西北五地域相談窓口 電話34-2130

# つがる市農業振興事業

## (1) 農業機械・施設導入等事業（国・県等の補助事業で補助対象となっていないもの）

| 補助対象経費等                  | 補助対象事業主体                               | 補助対象経費（税抜き）                               | 補助金の額                 |
|--------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|
| 機械・施設および更新する経費           | 5戸以上で構成された組織<br>※共同防除組織は、既存組織の再編を条件とする | 共同利用機械、施設<br>耐用年数5年以上<br>取得価格30万円以上       | 確定額の1/4以内<br>限度額100万円 |
| 農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費 | 5戸以上で構成された組織                           | 農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等除く）           | 確定額の1/2以内<br>限度額20万円  |
|                          | 20戸以上で構成された組織（農協等の部会を除く）               | 防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費 | 確定額の1/2以内<br>限度額15万円  |
|                          | 3戸以上で構成された組織（40歳未満の若手農業者や後継者）          |                                           |                       |

## (2) 堆肥等利用促進土づくり対策事業

| 補助対象農地                      | 補助対象事業主体                                      | 補助対象経費（税抜き）                                                        | 補助金の額                |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------|
| つがる市農業振興地域内の水稲・畑作物・野菜・花き・果樹 | ・つがるブランド農産物認定農業者および認定を目指す農業者<br>・5戸以上で構成された組織 | 農地10㌥当たり限量<br>堆肥 水田・普通畑 3トン<br>砂丘畑 5トン<br>粉炭 各農地共通 135㌥<br>融雪剤 45㌥ | 確定額の1/2以内<br>限度額10万円 |

**申請受付期間** 3月14日(月)～4月22日(金) ※土日祝日を除きます。

**必要書類等** 見積書・納税証明書・通帳・印鑑 ※申請要件によりその他の書類等が必要な場合があります。

**留意事項** ①平成28年度内に事業を完了すること ②補助金の交付決定前に発注したものは対象外  
③市税の滞納がないこと ④予算の範囲内での補助

**【問い合わせ先】** 農林水産課 電話42-2111（内線411）

# 環境保全型農業直接支払交付金事業

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動を実施する農業者団体等を支援します。

**支援対象者の要件** ①エコファーマーの認定を受けていること※特例として県特別栽培農産物の認証を受けていること  
②主作物を販売することを目的に生産していること  
③農業者の組織する団体であること(個人の場合は対象活動を行う面積が1312㌥以上あること)  
④農業者の組織する団体は、組織の規約および代表者を定めること  
⑤5年間の営農活動計画書を作成すること  
⑥自然環境の保全に資する活動を行うこと

## 支援対象活動および支援内容

|                      | 対 象 活 動                               | 支 援 内 容            |
|----------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 化学肥料および化学合成農薬の5割以上低減 | カバークロープ                               | 8,000円/10㌥         |
|                      | 堆肥の施用(水稲：1トン/10㌥)                     | 4,400円/10㌥         |
|                      | 堆肥の施用(果樹：0.6トン/10㌥)                   | 1,600円/10㌥         |
|                      | 堆肥の施用(水稲、果樹以外：1.5トン/10㌥)              | 4,400円/10㌥         |
|                      | 総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた交信攪乱剤による主要害虫防除 | 8,000円/10㌥         |
|                      | リビングマルチ                               | 8,000円/10㌥         |
|                      | 草生栽培                                  | 8,000円/10㌥         |
|                      | 炭の投入（50㌥/10㌥）                         | 5,000円/10㌥         |
| 有機農業（雑穀・飼料作物の場合）     |                                       | 5,000円（3,000円）/10㌥ |

**受付日時** 4月18日(月)～4月21日(木)

**受付場所** 農林水産課

**持参する物** 申請する田畑の地番等わかるもの、印鑑

**【問い合わせ先】** 農林水産課 電話42-2111（内線411）





映画ドラえもん 新・のび太の日本誕生  
3月5日(土)大公開!

「映画ドラえもん 新・のび太の日本誕生」公開記念!

## JR五能線 木造駅でドラえもんが1日駅長に!

イベント内容

### 1日駅長就任式

# 3月20日(日)

10:00<sup>START</sup>~14:00<sup>END(予定)</sup>

## 場所:木造駅前広場

イベント詳細はつがる市ホームページをご確認ください

問い合わせ  
商工観光課(内線:432) TEL: 0173-42-2111

松の館  
図書コーナー

## 新着図書のお知らせ

| ジャンル | 書名       | 著者等     |
|------|----------|---------|
| 文 学  | 家へ       | 石 田 千   |
|      | 異郷の友人    | 上 田 岳 弘 |
|      | シェア      | 加 藤 秀 行 |
|      | 死んでいない者  | 滝 口 悠 生 |
|      | 異類婚姻譚    | 本谷有希子   |
|      | つまをめとらば  | 青 山 文 平 |
|      | ヨイ豊      | 梶 よ う 子 |
|      | 戦場のコックたち | 深 緑 野 分 |
|      | 羊と鋼の森    | 宮 下 奈 都 |

| ジャンル | 書名             | 著者等         |
|------|----------------|-------------|
| 文 学  | 孤狼の血           | 柚 月 裕 子     |
|      | 王とサーカス         | 米 澤 穂 信     |
|      | 君の臍臓をたべたい      | 住 野 よ る     |
|      | 世界の果てのこどもたち    | 中 脇 初 枝     |
|      | 教団X            | 中 村 文 則     |
| 歴 史  | 真田幸村と真田丸の真実    | 渡 邊 大 門     |
|      | 青森共和国のオキテ100力条 | 伊 奈 か っ ぺ い |
|      | 世界にもし日本がなかったら  | 池 間 哲 郎     |

【問い合わせ先】松の館 電話 49-1200

## つがる市食生活改善推進員の 健康レシピ

### ごぼうと手羽元の黒酢煮

エネルギー250kcal、塩分1.9g<sup>ラ</sup>



#### 【材料】4人分

ごぼう……………1本 (150g<sup>ラ</sup>)  
 鶏手羽元……………8本 (400g<sup>ラ</sup>)  
 エリンギ……………大2本 (100g<sup>ラ</sup>)  
 しょうが……………1片  
 にんにく……………1片  
 A { 酒……………1/2カップ  
       黒酢……………1/2カップ  
       ※米酢、穀物酢でも代用可  
       しょうゆ……………大さじ3  
       砂糖……………大さじ3  
       みりん……………大さじ2  
       水……………1カップ

#### 【作り方】

- ①ごぼうは皮をこそげ、4〜5cmの長さに切り、2〜4つの縦割りにする。水に10分程さらして水気を切る。
- ②鶏肉は骨に沿って1本切れ目を入れる。エリンギは縦半分にして半分の長さに切る。
- ③しょうがは皮ごと薄切り、にんにくは薄皮をむく。
- ④鍋にごぼう、鶏肉の順に入れる。Aと③を加えて強火にかけ、煮たったら弱めの中火にして落としづたをする。
- ⑤15分程煮て上下返し、エリンギを加える。ふたたび落としづたをして煮汁が少し残るぐらいまで煮込む。

お酢を加えて煮ることで、お肉が柔らかく仕上がります。お酢独特の酸味は火を通すことで和らぎ、さっぱりとした煮物になります。

## 広 告

### 借金問題解決します

依頼すると支払いはすぐに止まります

借金の整理は実績・経験豊富な当事務所へ(農地や家屋の担保借入も解決します)

※当事務所では旧金木町出身の 白川 が相談窓口となっていますので、津軽弁でお気軽に電話下さい(土・日・祝日可)

白川携帯 090-6793-9487  
E-mail nebuta@live.jp

### 事務所案内

〒231-0031  
神奈川県横浜市中区  
万代町3-5-10  
シャロン横浜大通公園202号  
森田文行法律事務所  
電 話 045-663-5511  
FAX 045-681-4366  
弁護士 森 田 文 行  
(横浜弁護士会所属)

相談料無料。長い取引や完済している場合は、払い過ぎを取り返します。

## 広 告

### 学生服・セーラー服 高校指定服・指定トレパン

☆木造中学校 ☆柏田中学校 ☆森田中学校 ☆稲垣中学校 ☆森田中学校 ☆森田中学校 ☆五所川原高校 ☆鰐ヶ沢高校 ☆木造高校

TEL42-2118  
木造有楽町

